

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、観音寺港観音寺地区湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年2月24日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 日時 令和5年3月7日（火曜日）午後2時から
- 2 場所 観音寺市坂本町七丁目3番18号 香川県三豊合同庁舎2階会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
観音寺2	基点第1号から175度09分50秒に引いた線、基点第1号から基点第12号までを結んだ線及び基点第12号から204度27分00秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点港（北緯34度07分34.7278秒、東経133度38分05.3792秒）から184度44分19秒、1379.27メートル、観音寺市風瀬町1番の表示杭
第2号	基点第1号から295度35分43秒、80.47メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第3号	基点第2号から295度58分39秒、21.80メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第4号	基点第3号から342度25分25秒、6.06メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第5号	基点第4号から294度27分00秒、108.30メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第6号	基点第5号から345度44分35秒、7.30メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第7号	基点第6号から317度51分45秒、9.37メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第8号	基点第7号から294度26分56秒、31.78メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第9号	基点第8号から253度51分45秒、2.13メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第10号	基点第9号から294度27分00秒、53.99メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第11号	基点第10号から333度05分56秒、2.14メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第12号	基点第11号から294度27分01秒、28.15メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭